

■ Legal Update ■

MIC、投資提案書審査手続きを規定した「Notification No.2/2014」公表

法務法人地平ミャンマーチーム

ミャンマー外国人投資法は、外国人投資家がミャンマー投資委員会(Myanmar Investment Commission、以下、MIC)の投資許可を取得してMIC外国人投資会社を設立するためには、会社設立申請(営業許可及び企業登録申請)と同時に、投資許可のための投資提案書(Proposal Form)や関連書類を提出することを規定しています(同法第18条、同法施行規則第36条)。ミャンマー外国人投資法施行規則第37条ないし第47条は、投資提案書の審査手続きに関する一般的な事項を定めていますが、従来の一部の審査手続きの場合、MICの実務慣行に従って行われてきました。

MICは、2014年1月24日、実務慣行によって行ってきた審査手続きに関する事項を規定した「Notification No.2/2014」を公表しました。特に、MICは、「Notification No.2/2014」を通じて、投資提案書審査過程において、書類審査などを名目とするサービス及びその他一切の費用を要求していないということを明確にしました。「Notification No.2/2014」によるMICの投資提案書審査手続きをみると、以下のようになります。

- (1) 外国人投資家の投資提案書作成
- (2) MICネピドー事務所、又は、ヤンゴン事務所に投資提案書提出
- (3) 毎月ネピドーで開催される投資提案書検討委員会[Proposal Assessment Team (以下、PAT)]会議で、当該投資提案書を検討
- (4) MICは、PAT会議後、投資家に対して投資提案書承認如何を通知
- (5) MICは、PATで承認された投資提案書と関連し、Region/State政府及び政府省庁と協議
- (6) MIC会議を開催し、投資提案書検討及び議論(投資提案書を提出した外国人投資家の参加必要)

上記の審査手続きを経て、MICは、外国人投資家に対し、最終的に投資許可を承認し、投資許可証を発行することになります。